

平成26年度

事業計画書

公益財団法人エイズ予防財団

【会議開催予定】

- ・第4回評議員会 平成26年6月
- ・通常理事会 平成26年6月、9月、12月、平成27年3月
- ・臨時理事会 必要に応じ随時
- ・助成金配分選考委員会 平成27年3月
- ・平成26年度血液凝固異常症全国調査運営委員会（第1回） 平成26年5月
- ・平成26年度血液凝固異常症全国調査運営委員会（第2回） 平成27年3月
- ・平成26年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマ案検討会議
平成26年5月～6月（2回程度）
- ・平成26年度「世界エイズデー」ポスターコンクール
 - 第1次審査会 平成26年9月
 - 第2次審査会 平成26年10月
- ・平成26年度エイズ対策研究推進事業運営委員会 平成27年2月、必要に応じ随時
- ・平成26年度同性愛者等のHIVに関する相談・支援事業推進協議会 必要に応じ随時

【事業計画】

I 寄付金等による事業

1 啓発普及事業（公1・普及啓発事業）

(1) AC ジャパンによる支援キャンペーンとして、HIV 検査促進のためのテレビ・ラジオ CM、新聞・雑誌広告、電車内中吊り広告等を実施する。

(2) コミュニティアクションの実施。

「世界エイズデー」キャンペーンテーマと統一したコンセプトのもとで、厚生労働省や地方自治体のキャンペーンと協調し、同時並行的に進めるコミュニティ主導のキャンペーン活動。具体的には、ウェブサイトを開設し、共通課題による全国的なエイズイベント開催の促進、及び全国のエイズイベントの情報集約と広報支援を図る。

(3) HIV 感染症／エイズに関する知識の普及、感染予防のためのパンフレット・啓発グッズ等を作成し、イベント等での配布等により啓発普及を図る。

(4) 「HIV 検査普及週間」「世界エイズデー」に合わせたエイズ予防啓発活動

「HIV 検査普及週間」（6月1日～7日）、「世界エイズデー」（12月1日）に合わせ、厚生労働省等の実施するイベント等に連携したエイズ予防啓発活動を実施する。地方自治体、学生ボランティア等の協力を得て街頭キャンペーンを実施するほか、全国自治体・NGO 等に対し、この時期における予防啓発活動の実施を促す。

(5) 大阪におけるエイズ予防啓発活動

関西地域での HIV 感染症／エイズへの関心を喚起するため、大阪で開催される日本エイズ学会に合わせ、会期を含む1週間を大阪エイズウィーク（仮称）とし、講演会・シンポジウムや啓発イベントなどを実施する。実施に当たっては、週間中毎日何らかの行事が行われるよう、地元自治体をはじめ、医師会・歯科医師会、厚生労働科学研究研究班、地域の NGO などに協力を求める。

2 助成事業（公2・助成事業）

エイズ患者・HIV 感染者への支援等に取り組んでいる非営利団体の行う事業に対し、事業資金の助成を行う。また、ポジティブ・アクション助成金として、個別施策層である同性愛者等及び青少年を対象とした正しい知識の普及等推進事業に対

し、事業資金の助成を行う。

助成対象事業の選考及び助成金は、選考委員会における審査・選考を踏まえて決定する。

3 情報収集・提供事業（公4・調査研究事業）

エイズに関する情報を収集し、研究の助成及び知識の普及啓発に資する。

(1) 日本エイズ学会等への出席により HIV/エイズに関する最新の情報を収集する。

第28回日本エイズ学会学術集会・総会

会期：12月3日（水）～5日（金）

会場：大阪国際会議場

(2) ホームページによる情報提供事業

4 国際協力事業（公6・国際協力事業）

国際エイズ会議等への参加により、HIV/エイズに関する諸外国の情報を収集するとともに、海外の研修生の受け入れ、海外の関係諸団体との連携・交流の促進を図る。

5 抗ウイルス療法支援事業

(1) 普及啓発事業（公1・普及啓発事業）

近年進歩の著しい抗ウイルス療法について、厚生労働科学研究「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班の作成した「抗HIV治療ガイドライン」を増刷、実費程度にて頒布する。また、HIVの職業暴露予防と曝露事故後の予防内服に関するDVDを作成し頒布する。

(2) 研究支援事業（公4・調査研究事業）

HIV、HCVの化学療法の進歩発展に貢献するため、抗ウイルス療法の研究・検討の支援を行う。

6 ファンドレイジング活動

上記公益事業を実施するため、また、財団の財政基盤確立に資するため、企業・団体・個人など広く一般に対して、活動の非営利性・公益性、財務体質の健全性・

透明性、ガバナンス体制等について積極的な広報活動を行う。

(1) 支援者の拡大

支援者の拡大を図るため、オンライン募金やダイレクトメールなどの募金活動、ファンドレイジングイベント等の実施を検討する。

(2) 企業へのアプローチ

様々な業種の企業に働きかけ、イベントやキャンペーンなどを共同で実施するなどの支援を得る。

(3) 広報活動の強化

財団の広報として、ホームページの管理・更新、年次報告書やニュースレター等の広報資料制作、ソーシャルメディア活用等の検討を行う。

II エイズ予防対策事業（厚生労働省委託事業）

1 血液凝固異常症実態調査事業（公4・調査研究事業）

血液製剤を通じて HIV に感染した血友病患者を中心に血液凝固異常症（血友病 A、同 B、von Willebrand 病、類縁疾患等）の病態を把握し、HIV のみならず血液凝固異常症の患者に及ぶ様々な障害について調査し、治療の向上と生活の質の向上に寄与するための情報を整理し、研究者、臨床医、患者等に提供することにより、患者の治療と QOL の向上を図ることを目的に、血液凝固異常症全国調査を実施する。

運営に当たっては、医療関係者及び血液凝固異常症の患者による「血液凝固異常症全国調査運営委員会」を設置し、専門性・プライバシーの保護などの確保に努める。

2 HIV 感染者等保健福祉相談事業（公5・相談事業）

HIV に感染した者及びその家族に対して、その社会的・精神的な問題の解決に寄与すること、また、HIV 検査を通じた感染者の発見及びカウンセリングを効果的に実施し、感染拡大の防止を図るため、より検査を受けやすい体制を確保することを目的に、エイズ治療中核拠点病院相談事業、相談支援事業、HIV 検査事業、専門相談員による電話相談事業を実施する。

(1) エイズ治療中核拠点病院における相談事業

全国のエイズ治療中核拠点病院（事業継続 32 病院、増設 2 病院）に相談員

を配置し、HIV 感染者・エイズ患者等からの各種保健福祉相談への対応、これらの者の心理的援助を行う。

(2) 相談支援事業

① エイズ治療中核拠点病院の相談員を対象として、カウンセリング技術向上のための研修会を開催する。研修内容は、講義（HIV 医療、HIV カウンセリング）、活動報告、事例検討、ディスカッション等により構成する。実施に当たっては、（独）国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター（ACC）、地方ブロック拠点病院等の協力を得て実施する。

② 中核拠点病院から報告のあった相談件数・内容等を集計・分析して厚生労働省に報告する。

(3) HIV 検査事業

厚生労働省が主催するイベントに合わせて東京都その他において自治体の協力を得て、希望者が来所しやすい時間、場所を考慮して検査を実施する。

(4) 専門相談員によるフリーダイヤル電話相談事業

財団内に電話相談室を設置し、HIV 感染不安や検査結果待ちの不安感からの相談、HIV 検査に関する照会等に対応するため、援助スキルの高い専門相談員によるフリーダイヤルの電話相談を実施する。

また、専門相談員の対応能力向上のため、事例検討会を行うほか、検査、精神科医療、福祉の専門家による内部研修を行う。

3 HIV 診療医師情報網支援事業（公 1・普及啓発事業）

HIV 感染症の臨床医等による情報網に対して、情報交換や医師等の交流の連携・強化を図るための必要な支援を行う。

支援対象とするネットワークは、次のとおりである。

- ① 東北 HIV 診療支援ネット
- ② HIV 感染症の医療体制構築を目指すネットワーク（新潟）
- ③ 東海ブロックエイズ診療拠点病院連絡協議会
- ④ 北陸 HIV 臨床談話会
- ⑤ 関西 HIV 臨床カンファレンス
- ⑥ 岡山 HIV 診療ネットワーク
- ⑦ 九州ブロックエイズ診療ネットワーク会議

各ネットワークの具体的な事業内容は、次のとおりである。

① 症例検討会・情報交換会・講演会等の開催

・地域による実情の違い、都市部・地域の双方に共通する課題の共有、・薬の相互作用等に関する情報交換等の共有、・医療機関内における他科や他職種との連携例の共有、・NGO 等との連携例、HIV の歯科治療ほか

② ネットワーク紙の発行

・症例検討会・講演会等の周知、・医療情報ほか

4 エイズ治療拠点病院医療従事者海外実地研修事業（公2・助成事業）

地方ブロック拠点病院等の医師、歯科医師等（6人程度）を HIV 感染症・エイズ診療の経験豊富な海外医療機関（サンフランシスコ）に2週間程度派遣し、HIV 感染症に関する感染予防対策等の臨床実地実習、最新の医療技術の習得等により、HIV 感染症診療のリーダー的役割を担う人材の育成及びこれら施設における医療体制の整備を図る。

5 エイズ国際会議研究者等派遣事業（公2・助成事業）

国内研究者、NGO、医療従事者等で一定条件を満たす者（15人程度）を第20回国際エイズ会議（7月20日（日）～25日（金）、オーストラリアメルボルン）に1週間程度派遣し、各国関係者との意見交換及びエイズに関する最新の知見を得ることにより、エイズ対策の広範な充実、活性化を図る。

6 エイズ国際協力計画推進検討事業（公4・調査研究事業）

東南アジア地域等におけるわが国の HIV 感染症・エイズ対策分野での国際協力計画作成のための提言を行うことを目的に、近年、HIV 感染の増加がみられる国や対策の滞っている国を訪問し、HIV 感染症・エイズまん延状況、エイズ予防啓発活動等の実地視察を行うとともに、政府のエイズ対策機関・医療機関・NGO 等との意見交換等を行う。

7 エイズ予防情報センター整備事業（公4・調査研究事業）

一般国民、医療関係者、エイズ患者・HIV 感染者やその家族等に対し、インターネットを経由してエイズに関する啓発等情報の提供を行うことにより、HIV 感染防

止に寄与することを目的に、エイズ予防情報センターのホームページ「エイズ予防情報ネット」(API-Net)を整備・運用し、次に示す各種情報を提供する。

●HIV／エイズの知識、●日本・世界の状況、●HIV 検査・相談情報、●イベント情報、●研修情報、●NGO 情報、●エイズ治療拠点病院情報、●資料室（エイズ対策関係法令通知、マニュアル・ガイドライン等） ほか

なお、情報の収集に当たっては、UNAIDS（国連合同エイズ計画）、ACC、国立感染症研究所、厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業の各研究班等との密接な連携の下、最新の情報の入手に努めていく。

また、エイズ予防情報ネットの認知度を高めるため、ポスターやパンフレットなどの制作に当たっては必ずアドレスを記載し、特集ページを作るなど更新の頻度を高めるとともに、マーケティング手法に基づくアクセス解析を行い、訪問者のニーズに添ったサイト運営を行う。

8 青少年エイズ対策事業（公3・人材育成事業）

性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年を対象に、科学的根拠に基づいたエイズ予防事業を実施することにより、効果的な普及啓発の推進を図ることを目的に、以下の事業を実施する。

（1）学校と地方行政の連携における青少年エイズ予防対策事業の実施

① 全国の地方自治体保健所等の「地域エイズ予防コアリーダー」の育成のための研修会を実施し、その後、受講した保健師等が各地においてエイズ予防教育を実施する。必要に応じ、コアリーダーが直接、学校に出向いてエイズ予防教育/啓発を支援し、その後の相談・検査につなげる。

③ 上記エイズ予防対策事業のモニタリングとプロセス評価の実施

（2）「世界エイズデー」のポスターデザインの募集（ポスターコンクールの実施）

ポスターの制作を通じて HIV 感染症・エイズについて考え、これらに対する知識と予防の理解を深めることを目的として、全国の小学校・中学校・高等学校及び一般からデザインを募集し、ポスターコンクールを実施する。

選考に当たっては、デザインの専門家、有識者（HIV 感染者を含む。）等によるポスターコンクール審査会を設置する。

審査会で選考された最優秀賞作品中の1点を「世界エイズデー」キャンペーン用ポスター等として普及啓発に活用するほか、各受賞作品の画像はエイズ予防情報ネットからダウンロードフリーとし、幅広い普及啓発の効果を狙う。

9 エイズ治療啓発普及事業（公1・普及啓発事業）

エイズに関する治療、研究等の情報をリーフレット等で全国のエイズ治療拠点病院の医療従事者、研究者等に提供し、同拠点病院の診療支援を行うこと、また、エイズ患者・HIV感染者を含め、広く国民にエイズに関する正しい知識の啓発普及を図ることを目的とし、以下の事業を実施する

(1) 「世界エイズデー」キャンペーンテーマ検討会議の実施

「世界エイズデー」キャンペーンテーマを検討するための会議を設置・運営し、キャンペーンテーマ（案）を作成し、厚生労働省に提出する。

(2) 情報提供誌の発行

エイズ治療に関する最新の情報等を整理し、HIV診療に役立てるための冊子を作成し、エイズ治療拠点病院、研究者等に配布する。また、エイズ予防情報ネットに収録する。

掲載する情報の収集に当たっては、関係機関・団体との密接な連携の下、最新の情報の入手に努めていく。

10 ボランティア指導者育成事業（公3・人材育成事業）

HIV感染症・エイズに関する正しい知識の普及啓発等を行うボランティアの指導者等（約20人）を対象として、心理学、公衆衛生学、資金調達等を内容とする研修を実施し、応用的かつ実践的なプログラムを提供することにより、エイズNGO活動におけるエイズ患者・HIV感染者に対する援助体制づくりやHIV感染症・エイズについての正しい知識の啓発普及活動を推進するとともに、その活動の指導者を養成することによりNGO活動の強化及び横のつながりの発展・強化を図る。

11 相談員養成研修事業（公3・人材育成事業）

HIV感染者等からの相談に応ずる相談員の育成及び能力向上を図ることを目的に、保健所・医療機関等においてエイズに関する相談・指導に従事する医師・保健師・看護師・臨床心理士等を対象として、医学的、社会的な知識を習得するための研修会を開催する。

(1) 相談技術の向上を支援するための「HIV検査・相談」研修 2回

研修は、HIV医療、検査、カウンセリング、セクシュアリティ等に関する講義及び、グループワーク等により構成する。

- (2) エイズに関する知識を幅広く習得するためのベーシック研修 1回
研修は、エイズの歴史、疫学、医療、予防、ケア等に関する講義を中心とする。

12 中核拠点病院連絡調整員養成事業（公3・人材育成事業）

エイズ中核拠点病院の看護師等を養成し、HIV診療に必要なチーム医療の調整及び地方ブロック拠点病院やエイズ治療拠点病院との調整に必要な能力を習得させることにより、地方ブロック拠点病院に患者等が集中する事態の解消と適切な医療の提供を図ることを目的に、以下の事業を実施する。

(1) 研修事業

エイズ中核拠点病院において HIV 医療に係る診療科間連携調整等のチーム医療に従事する看護師等を対象とし、2ヵ月間の研修を実施する。研修期間中初期の1ヵ月間は ACC 又は国立病院機構大阪医療センターの実施するコーディネーターナース研修への参加とし、その後の1ヵ月間は地方ブロック拠点病院における実地研修とする。

(2) 全国中核拠点病院連絡調整員会議の開催

前記研修受講者、全国の中核拠点病院の連絡調整員（同様の役割を担う者を含む。）等を対象とし、連絡会議を開催する。

会議内容は、報告・連絡にとどまらず、連絡調整員等の技術向上に資するため、ACC や厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業研究班等の専門家による講義を行う。

13 HIV 感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

HIV 感染症治療の進歩により長期存命が可能となった HIV 感染者・エイズ患者等が直面する、治療の副作用や高齢化に伴う疾病等による長期療養の問題に対応するため、地域の医師、看護師、ホームヘルパー等に対し研修等を行い、在宅医療・介護の環境整備を図ることを目的に、以下の事業を実施する。

(1) 実地研修事業（公3・人材育成事業）

地域において訪問看護・訪問介護サービスを提供している事業所の看護師や介護職員を1週間程度エイズ中核拠点病院に派遣し、HIV 感染症・エイズ医療に関する実地研修を行う。

(2) 支援チーム派遣事業 (公5・相談事業)

エイズ中核拠点病院に、医師、看護師、相談員等で編成された HIV 感染症・エイズ診療支援チームを設置し、在宅による医療・介護の困難事例に対応する医師等を支援するため、支援チームを派遣する。

支援チームはデータベース化し、派遣要請への速やかな対応を図る。中核拠点病院の所在地、患者の住居地によっては、都道府県を越えた支援の可能性を探っていく。

(3) HIV 医療講習会の開催 (公3・人材育成事業)

在宅における HIV 感染症・エイズ診療を進めるため、都道府県医師会及び歯科医師会の協力を得て、地域で訪問診療を行うかかりつけ医や地域の歯科医師に対し、HIV 感染症・エイズに関する知識や感染予防等に関する講習会を行う。講習内容の質の確保と統一化を図るため、エイズ対策研究事業各研究班の協力を求めていく。

III エイズ対策研究推進事業 (厚生労働科学研究費補助金事業)

エイズ研究、エイズ対策に関する国際交流、若手研究者の育成を積極的に進めることにより、エイズの発症予防・治療等の研究推進に寄与する。

実施事業の選考・評価は、財団に設置した「エイズ対策研究推進事業運営委員会」が行う。

1 外国人研究者招へい事業 (公2・助成事業)

エイズ対策研究の分野で優れた研究を行っている外国人研究者を2週間程度招へいし、共同研究、情報交流等を行う。

2 外国への日本人研究者派遣事業 (公2・助成事業)

わが国の研究者等を外国の大学、研究機関等に6ヵ月間程度派遣してエイズ対策に関する研究を行わせ、その成果をわが国にエイズ対策研究に反映させる。

3 外国の研究機関等への委託事業（公2・助成事業）

エイズ対策研究を実施するに当たり、外国の研究機関等で実施した方が効率的な調査、研究等を委託することによりエイズ対策研究を推進する。

4 若手研究者育成活用事業（公2・助成事業）

将来のわが国のエイズ研究の中心となる人材を育成するため、若手研究者を募集・採用し、大学・研究機関等に派遣して研究に参画させる。

また、エイズの医療体制の整備に関する研究者を地方ブロック拠点病院等に派遣し、研究を推進する。

5 研究成果等普及啓発事業（公1・普及啓発事業）

エイズ対策研究の成果を普及啓発するために発表会の開催及び資料・パンフレット等の作成を行う。

III 同性愛者等のHIVに関する相談・支援事業

（厚生労働省委託事業、公1・普及啓発事業）

1 同性愛者等の HIV に関する相談・支援事業推進協議会の設置

同性愛者等の HIV に関する相談・支援事業を効果的・効率的に推進するためには、一つのコミュニティセンターが単独で事業を行うのではなく、既存の他センター及び厚生労働省エイズ対策研究事業との協調・協働が重要である。そのため、各コミュニティセンターの代表者及び研究者等による推進協議会を設置し、事業活動方針の協議や事業の評価を実施していく。

2 コミュニティセンターの設置・運営等

同性愛者等向けコミュニティセンターを東京都、仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市、那覇市に設置し、以下の事業を実施する。

（1）地域ボランティア団体（CBO）による運営

センターの運営は、上記研究においてコミュニティベースの啓発活動の実績を示してきた、地域の男性同性愛者で構成する地域ボランティア団体（CBO）

に依頼し、同性愛者等に訴求性のある効果的な啓発活動を推進する。

なお、CBO が単独でセンターを運営するには、人員面や活動機能面での負担が大きく、本事業の目的である同性愛者等への啓発活動や予防対策の促進が困難となる。このことは各地域のセンター運営でも同様であり、財団は、各センターでの CBO 活動を効果的に進めることを総合的に支援する役割を担う。

また、地域における男性同性間の HIV 感染対策と連結するよう、自治体とも密接な連携を図っていく。

(2) HIV 感染症・エイズ予防啓発を行うための資材作成及び配布

同性愛者等のセクシュアルマイノリティや HIV 感染者に対する偏見・差別については、地域によって異なった背景があるため、対象地域の特性に配慮しつつ、訴求性のある啓発資材等を作成し、普及を図る。また、同性愛者等の社会においても既に HIV 陽性者が多く存在することからその点に配慮したものと

(3) 同性愛者等における HIV/エイズ予防・支援のための研修会の実施

地域の同性愛者等に対する偏見や差別をなくすこと、また、同性愛者等に対する相談、検査、医療を当事者が安心して受けられる環境を構築するため、教育、保健医療従事者、自治体職員等を対象に研修会を実施する。

(4) 相談事業

同性愛者等の性的指向を踏まえた、感染予防に関する相談及び検査機関等の情報提供を行う。相談は開館時間中随時対応し、内容等の集計・分析を実施する。

(5) その他の事業

本事業は、同性愛者等を対象としている商業施設が集積する地域において啓発活動を行う拠点を設置するものであり、各種施設や企画イベントと連携することで、より一層の効果が期待される。また、商業施設を中心としたコミュニティにアクセスすることのない同性愛者等に対しても、インターネットや各種メディア等を通じて啓発普及を図っていく。

3 研究班との連携

事業の効果的な運営のためには、本事業の同性間の HIV 感染対策としての効果について評価していくことが望まれるため、(1) で述べた研究班との協働により、事業の効果等を観察することとする。